

大社高等学校 部活動に係る活動方針

R 7 . 4 . 3

1. 基本方針

- (1) 学業と部活動の両立を目指すことで、学校生活をより充実させる。
- (2) 生徒の自主性、自発性に基づいた活動を通して、生涯にわたり豊かなライフステージを実現するための能力を育成する。
- (3) 技術、競技力の向上はもとより、自他を大切にする態度を育て人格形成を図る。
- (4) 地域との連携を深め、地域の期待に応え、地域に活力を与えられる活動を図る。

2. 本年度の部活動

(1) 設置部活動

【体育系】

陸上競技部 (男女)、サッカー部 (男子)、バレーボール部 (男女)、バスケットボール部 (男女)、野球部 (男子)、体操部 (男女)、剣道部 (男女)、ソフトテニス部 (男女)、卓球部 (男女)、弓道部 (男女)、ソフトボール部 (女子)、硬式テニス部 (男女)、水泳部 (男女)、ダンス部

【文化系】

放送部、文芸部、写真部、(演劇部)、J R C 部、生活科学部、E S S 部、美術部、吹奏楽部、合唱部、華道部、茶道部

(2) 活動時間・休養日等

【活動時間】

平日 3時間程度 (19時30分まで) 20時 完全下校

週休日・長期休業中 4時間程度 (練習試合や大会、合宿等は除く)

【休養日】 週当たり1日以上以上の休養日を設ける

【その他】 定期試験の1週間前より終了までの間は、原則として活動を禁止する。
ただし、申し合わせ事項により、許可された部活動のみ1時間程度の練習を認める。
その場合の活動は1時間を限度とし、18時30分 (試験日は16時00分) には片付け・更衣等も完了する。

(3) 大会参加について

- ①高体連・高文連が主催、共催、後援する大会。
- ②その他の大会については、近年の活動実績や日程を考慮した上で、校長が許可したもの。

(4) 活動計画について

- ①部活動顧問は、年間の活動計画を作成し、校長に提出する。
- ②部活動顧問は、月ごとの活動実績を作成して提出できるようにしておくこと。
- ③校長は、「部活動に係わる活動方針」及び各部の「年間の活動計画」を学校のホームページへの掲載により公表する。

3. 部活動運営について

(1) 体罰等の根絶

部活動指導者は、いかなる理由があっても部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 安全管理と事故防止

- ①生徒の健康状態を把握する。
- ②事故の未然防止のため、施設・設備・用具等の点検を行う。
- ③事故発生時の連絡方法など危機管理体制の徹底を行う。

(3) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことである。活動計画等を明確に示し、必要に応じて保護者会を開催するなどして、保護者からの理解と協力が得られるように努める。